

# 自己負罪型司法取引と弁護人の援助

清水 拓 磨\*

## 目 次

1. 本稿の課題
2. 自己負罪型司法取引が虚偽供述を誘引する危険
3. 弁護人による援助を虚偽供述防止策として位置づけることの適否
  - 3-1. 自己負罪型司法取引の段階で弁護人を附すこと
  - 3-2. 依頼人の罪責の有無を弁護人が判断する能力の有無
  - 3-3. 弁護人に無辜かもしれない依頼人には取引に応じないよう助言する義務を課すことの適否
  - 3-4. 弁護人が無実の罪の依頼人には取引に応じないよう実際に真摯に助言するか否か
4. むすびにかえて

## 1. 本稿の課題

近年、取調べに対する過度な依存を改め、証拠収集手段を多様化するための方策の1つとして、自己負罪型司法取引が注目を集めている。2011年から2014年にかけて開催された法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」においても、自己負罪型司法取引の導入の可否が議論された。だが、結局は、上記特別部会における議論を経てまとめられた「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」において、自己負罪型司法取引は「真に刑事責任を問うべき上位者の検挙・処罰に資するものではなく、『ごね得』を招き、結果として被疑者に大きく譲歩せざるを得なくなり、事案の解明や真犯人の適正な処罰を困難にするとの意見も強かったことから」、必要

---

\* しみず・たくま 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程

に応じて更に当部会で検討を加えることとする<sup>1)</sup>とされ、将来の検討課題に残された。そのため、今なお、自己負罪型司法取引の導入についての賛否は分かれ、学説上、議論が続いている。

自己負罪型司法取引の重要課題の1つは、虚偽供述を防止する方策を制度設計し得るかという点にある。この課題の背景には、戦後初期から自白が取引(約束)によって獲得された場合には、虚偽のおそれの観点から、その証拠能力が問題とされてきたことがある<sup>2)</sup>。最高裁も1966年に、恩典の内容が起訴猶予処分であったという事案につき、いわゆる「約束による自白」の証拠能力を否定する判断を示した<sup>3)</sup>。

以上の通り、虚偽供述防止策の解明が重要な課題といえる。その方策の1つとして近年注目されるのが弁護人による援助である<sup>4)</sup>。

例えば、先駆的な司法取引導入論を展開した宇川春彦は、「被疑者・被告人が弁護人の援助を受けていること」を虚偽供述防止策としても位置づける<sup>5)</sup>。川出敏裕も、一般に「約束による自白」の任意性に疑いがあると

---

1) 法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」13頁(2013年)。

2) 江家義男『刑事証拠法の基礎理論』38-39頁(有斐閣, 1951年), 栗本一夫「自白」日本刑法学会編『刑事法講座 第6巻』1173頁(有斐閣, 1953年), 平野龍一『刑事訴訟法』229頁(有斐閣, 1958年), 青柳文雄「自白の証拠能力」『ジュリスト300号記念特集学説の展望——法律学の争点——』342頁(1964年)等。

3) 最高裁昭和41年7月1日第二小法廷判決刑集20巻6号537頁。

4) 宇川春彦「司法取引を考える(8)」判例時報1596号29頁以下(1997年), 川出敏裕「司法取引と刑事訴訟法の諸原則」刑法雑誌50巻3号345頁(2011年), 加藤克佳「刑事手続における協議・合意——主にドイツ法を手がかりとして——」高橋則夫ほか編『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集〔下巻〕』403頁(成文堂, 2014年)などを参照。See also Priyanka Prakash, To Plea or Not to Plea: The Benefits of Establishing an Institutionalized Plea Bargaining System in Japan, 20 PAC. RIM L. POL'Y J. 607, 623 (2011).

5) 宇川・同上34-35頁を参照。宇川は、「①被疑者・被告人が弁護人の援助を受けていること, ②取調官による尋問テクニックとしてではなく, 検察官の事件処理に関する協議の一環であること, ③提示される寛大処分が合理的な範囲にあること, ④被告人が選択肢双方の内容を十分に承知した上で, 態度を決定していること, という前提をおくならば, 利益誘導によって引き出された自白であっても任意性を肯定することができる」と

されてきたのは、虚偽のおそれが典型的に高いことによるものであるという理解を前提に、司法取引による自白については次のように指摘する。「検察官から取引の条件が明示され、それを受けた被疑者・被告人が、それによる利害得失について弁護人と事前に相談したうえで、裁判所の面前で行う自白は、これまで問題とされてきたような捜査段階で行われる自白とは異なるということは十分可能であろう<sup>6)</sup>」。

このように、学説上の議論においては、虚偽供述を防止する上で、弁護人に期待される役割は小さくない。だが、その妥当性ないし適正性については、これまで必ずしも十分に検討されてこなかったように思われる。

そこで、本稿では、弁護人による援助を虚偽供述防止策として位置づけてよいか否かを、長年司法取引制度を運用してきたアメリカ法との比較を踏まえて、明らかにすることを課題とする<sup>7)</sup>。

---

↘ 指摘する。宇川・同上34頁。そして「『前記のような前提が満たされていれば、典型的に虚偽自白が誘発される場合に当たらない。したがって、後は自白の任意性ではなく、信用性の問題として捉えれば足りる』というのが筆者の見解である……」と指摘する。宇川・同上35頁。

6) 川出・前掲注 4) 344頁。そして、「取引に基づく自白ないし供述が任意性を欠くことになるかどうかは、具体的な制度の内容次第であり、そうはならない制度設計は十分可能であると思われる」と指摘される。川出・同上。

7) 近年、アメリカ合衆国では、有罪答弁制度・答弁取引における弁護人の効果的な援助を受ける権利が注目を集めている。近年の連邦最高裁判例として、Padilla v. Kentucky, 559 U.S. 356 (2010), Lafler v. Cooper, 566 U.S. 156 (2012), Missouri v. Frye, 566 U.S. 134 (2012), Lee v. United States, 137 S. Ct. 1958 (2017) がある。Lafler v. Cooper 判決の紹介として、岡田悦典「Lafler v. Cooper, S. Ct. 1376 (2012)——弁護人の誤った助言により被告人が答弁取引に応じず、答弁取引していたとすれば受けたであろう刑より重い刑を公判の結果宣告されたことが、第6修正で保障された有効な弁護を受ける権利に違反すると争われ、不十分な弁護を受けたと判示された事例」アメリカ法2013年1号179頁以下（2013年）、田中利彦「答弁取引と弁護人の援助を受ける権利——アメリカの刑事司法における答弁取引の意義——」法律のひろば66巻9号65頁以下（2013年）、笹倉香奈「司法取引の条件を考える——比較法的視点から」刑法雑誌54巻1号124-125頁（2014年）を参照。Missouri v. Frye 判決の紹介として、笹倉・同上を参照。Lee v. United States 判決の紹介として、田中優企「答弁協議における効果的な弁護——近時の合衆国最高裁判例の検討——」法学新報125巻11・12号529頁以下（2019年）を参照。

## 2. 自己負罪型司法取引が虚偽供述を誘引する危険

そもそも、自己負罪型司法取引が虚偽供述を誘引する危険はあるといえるのか。この点が解明されなければ、虚偽供述防止策を論じる必要性は存在しないといえよう。

近年、英米法諸国では、答弁取引が虚偽供述を誘引する危険性を描き出そうとする研究が盛んに行われている<sup>8)</sup>。そして複数の実験室実験において、5割を超える無実の罪の者が取引に応じて虚偽供述を行う危険があるという結果が出ている<sup>9)</sup>。このような成果を踏まえると、自己負罪型司法

---

8) W. Larry Gregory et al., Social Psychology and Plea Bargaining: Applications, Methodology, and Theory, 36 J. PERSONALITY & SOC. PSYCHOL. 1521 (1978); Kenneth S. Bordens, The Effects of Likelihood of Conviction, Threatened Punishment, and Assumed Role on Mock Plea Bargaining Decisions, 5 BASIC & APPLIED SOC. PSYCHOL. 59 (1984); Samuel R. Gross et al., Exonerations in the United States 1989 Through 2003, 95 J. CRIM. L. CRIMINOLOGY 523 (2005); Avishalom Tor et al., Fairness and the Willingness to Accept Plea Bargain Offers, 7 J. EMPIRICAL LEGAL Stud. 97 (2010); Oren Gazal-Ayal & Avishalom Tor, The Innocence Effect, 62 DUKE L. J. 339 (2012); Lucian E. Dervan & Vanessa A. Edkins, The Innocent Defendant's Dilemma: An Innovative Empirical Study of Plea Bargaining's Innocence Problem, 103 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 1 (2013); David M. Zimmerman & Samantha Hunter, Factors Affecting False Guilty Pleas in a Mock Plea Bargaining Scenario, 23 LEGAL & CRIMINOLOGICAL PSYCHOL. 53 (2018); Kelsey S. Henderson & Lora M. Levett, Investigating Predictors of True and False Guilty Pleas, 42 LAW & HUM. BEHAV. 427 (2018); Miko M. Wilford & Gary L. Wells, Bluffed by the Dealer: Distinguishing False Pleas from False Confessions, 24 PSYCHOL. PUB. POL'Y & L. 158 (2018); Samuel R. Gross et al., Government Misconduct and Convicting the Innocent: The Role of Prosecutors, Police and Other Law Enforcement, The National Registry of Exonerations (2020); Miko M. Wilford et al., Plea-Bargaining Law: The Impact of Innocence, Trial Penalty, and Conviction Probability on Plea Outcomes, 46 AM. J. CRIM. JUST. 554 (2021).

9) Dervan & Edkins, id. at 34; Wilford et al., id. at 561, 566. なお詳細は、拙稿「アメリカ合衆国における答弁取引が生む冤罪の危険」立命館法学396号123頁以下(2021年)を参照。

取引が虚偽供述を誘引する危険は少なくとも存在するといえるだろう。また、その危険の程度は高いとも捉えられるように思われる<sup>10)</sup>。

他方で、弁護人が公判を勧める場合、取引による虚偽供述を抑えることができることを示唆する実験結果も存在する<sup>11)</sup>。2018年に公表された Kelsey S. Henderson と Lora M. Levett の研究成果によれば、弁護士の関与がない場合に無辜が取引に応じた割合は35%であったのに対して、弁護士が公判を勧めた場合に無辜が取引に応じたのは4%であった<sup>12)</sup>。このように当該実験結果からは、弁護人が公判を勧める場合、虚偽供述を一定程度抑えることができることが示唆される。一方で、取引の選択肢の内容についてのみ説明が行われ、いずれを選ぶべきかにつき助言がなされなかった場合には、無辜の47%が虚偽の有罪答弁を行った<sup>13)</sup>。つまり、弁護士が公判を勧めた場合のような効果は発生しなかった。

以上のように、先の Henderson & Levett 研究の成果に基づけば、弁護人が被疑者・被告人に対して公判に進むよう助言すれば、虚偽供述を一定程度防止できる可能性がある。そこで、次に、弁護人にかかる助言を行うことを期待し得るかが問題となる。

### 3. 弁護人による援助を虚偽供述防止策として位置づけることの適否

#### 3-1. 自己負罪型司法取引の段階で弁護人を附すこと

弁護人に、無実の罪の被疑者・被告人に対して取引に応じないよう助言するのを期待するには、当然、自己負罪型司法取引の段階で被疑者・被告人に弁護人を附すことが前提となる。

---

10) 他方で、答弁取引に関する無実の罪の問題は誇張されていると捉える見解も存在する。Gazal-Ayal & Tor, *supra* note 8, at 345; Michael Conklin, In Defense of Plea Bargaining: Answering Critics' Objections, 47 W. St. U. L. REV. 1, 16 (2020).

11) Henderson & Levett, *supra* note 8, at 435.

12) *Id.* at 435.

13) *Ibid.*

アメリカ合衆国では、答弁取引における検察官の交渉相手は基本的には弁護人であるとされる。連邦刑事訴訟規則11(c)(1)は、「検察官及び被告人の弁護人又は弁護人を附さない手続の場合の被告人は、交渉し、答弁合意を締結することができる」と規定している<sup>14)</sup>。当該規定からも窺えるように、被告人が自ら訴訟を行う場合を除けば、検察官は原則として被告人の弁護人と交渉を行う必要があるのである<sup>15)</sup>。検察官が弁護人と交渉を行う場合、被告人はその交渉に参加しないのが通例であるし、参加する権利もない<sup>16)</sup>。もっとも、アメリカ法律家協会が、「弁護人は、被告人の同意がある場合のみ、答弁合意を締結すべきであり、有罪答弁をするか不抗争の答弁<sup>17)</sup>をするかの判断は最終的には被告人によってなされるようにする必要があるのである<sup>18)</sup>」と指摘するように、答弁合意をするか否かの判断をする権利が弁護人にあるわけではない。

日本では、前述の通り、自己負罪型司法取引の導入に否定的でない論者の多くは、弁護人による援助を虚偽供述防止策の1つとして位置づけてい

---

14) FED. R. CRIM. P. 11(c)(1).

15) 答弁取引の段階に修正6条の弁護人の効果的な援助を受ける権利が及ぶかについては、Russell D. Covey, *Plea-Bargaining Law after Lafler and Frye*, 51 DUQ. L. REV. 595, 608-609 (2013) を参照。

16) Jenia I. Turner, *Transparency in Plea Bargaining*, 96 NOTRE DAME L. REV. 973, 978 (2021); Thea Johnson, *Public Perceptions of Plea Bargaining*, 46 AM. J. CRIM. L. 133, 139 (2019); G NICHOLAS HERMAN & ZACHARY C. BOLITHO, *PLEA BARGAINING* 94 (4th ed. 2017); WAYNE R. LAFAVE ET AL., *CRIMINAL PROCEDURE HORNBOOK*, 1235 (6th ed. 2016) (hereinafter *HORNBOOK*); Jenny Roberts, *Effective Plea Bargaining Counsel*, 122 YALE L. J. 2650, 2671 (2013).

17) 「不抗争の答弁 (nolo contendere)」とは、被告人による公訴事実を争わない旨の答弁をいう。不抗争の答弁が受理されると公判が省略される。この点で、有罪答弁と共通する。しかし、不抗争の答弁は、正式な罪の承認を含まないという点で有罪答弁との差異がある。そのため、不抗争の答弁は、続く民事訴訟において被告人が罪を犯したという証拠として利用することが許されない。拙稿「自己負罪型司法取引の量刑格差問題についての研究(1)」立命館法学385号155頁(2019年)を参照。

18) ABA STANDARDS FOR CRIMINAL JUSTICE: PLEA OF GUILTY § 14-3.2(c) (2018).

る。また、2016年に新設された捜査・訴追協力型司法取引である「協議・合意制度」においても、合意事件の弁護人は協議・合意手続に必要な関与することになっている（刑事訴訟法350条の3・同法350条の4）。このような規定の存在も踏まえれば、自己負罪型司法取引についても、取引段階で被疑者・被告人に弁護人を附する立法措置がほぼ間違いなくとられるであろう。

### 3-2. 依頼人の罪責の有無を弁護人が判断する能力の有無

弁護人に無辜には取引に応じないよう助言するのを期待するには、被告人自身が取引の段階で依頼人の罪責の有無を認識している必要がある。弁護人が依頼人の罪責の有無を的確に判断するには、その判断の材料となる証拠を吟味しなければならないといえよう。しかし、弁護人には捜査機関のような捜査権限は認められていない。そのため、合意前の検察官による証拠開示が不可欠になるように思われる<sup>19)</sup>。

ところが、アメリカ合衆国の答弁取引は公判前に行われることもあり、この段階では、十分な証拠開示がなされていない可能性がある。州によっては Open-File Discovery を採用しているところもあるが<sup>20)</sup>、連邦最高裁は、「憲法は、検察側に対して、重要な弾劾証拠を被告人との答弁合意前に開示することを義務づけていない<sup>21)</sup>」と判示した<sup>22)</sup>。

---

19) See Sophia Waldstein, Open-File Discovery: A Plea for Transparent Plea-Bargaining, 92 TEMP. L. REV. 517, 528 (2020); Alex Karambelas, Bargaining without the Blindfold: Adapting Criminal Discovery Practice to a Plea-Based System, 94 ST. JOHN'S L. REV. 529, 550 (2020).

20) 笹倉・前掲注 7) 123頁以下。ただし、テキサス州は Open File Policy を採用しているが、「テキサス州の検察官は、答弁交渉の過程において、有利な取り扱いと引き換えに、被告人に証拠開示を受ける権利の放棄を求めてきた」と指摘される。Waldstein, id. at 549.

21) United States v. Ruiz, 536 U.S. 622, 633 (2002). アメリカ合衆国の答弁取引における証拠開示についての日本での紹介として、笹倉・同上121頁以下、笹倉香奈「アメリカ」白取祐司ほか編『日本版「司法取引」を問う』109-112頁（旬報社、2015年）を参照。

22) なお、連邦最高裁は、Brady v. Maryland, 373 U.S. 83 (1963) で、有罪、無罪の判断

かかる判例の射程が無罪証拠の開示にまで及ぶかは定かではない。学説上は、無罪証拠の答弁取引段階での開示を訴える見解が多数存在する<sup>23)</sup>。しかし、この点に関する連邦最高裁判例の存在は未だ確認できない<sup>24)</sup>。巡回区控訴裁判所の理解も分かれている<sup>25)</sup>。第7巡回区控訴裁判所<sup>26)</sup>及び第10巡回区控訴裁判所<sup>27)</sup>は、無罪証拠は、弾劾証拠と異なり、有罪答弁の前に開示されなければならないという理解をとっている<sup>28)</sup>。これに対して、第5巡回区控訴裁判所<sup>29)</sup>及び第2巡回区控訴裁判所<sup>30)</sup>は、Ruiz判決の射程が無罪証拠の開示にまで及ぶことを示唆している<sup>31)</sup>。

以上のように、アメリカ合衆国では、答弁合意前の弾劾証拠の開示は検察官の憲法上の義務ではないとされ<sup>32)</sup>、答弁合意前の無罪証拠の開示を憲法上義務づける連邦最高裁判例の存在も確認できない。そのため、取引の

---

、や量刑の判断に「重要な」被告人に有利な証拠の開示がない場合は、適正手続違反であると判示した。Id. at 87. そのため、公判段階では「重要な」無罪証拠・弾劾証拠の開示は受けられるといえる。弾劾証拠については、Giglio v. United States, 405 U.S. 150, 154 (1972)を参照。問題は、有罪答弁前の段階にも、かかるBrady判決の規律が及ぶかであったが、2002年に至るまでこの点を示した連邦最高裁判例は存在しなかった。このような状況のもとで判示されたのが上記Ruiz判決である。なお、連邦の証拠開示については、連邦刑事訴訟規則16を参照。FED. R. CRIM. P. 16.

23) Gabriella Castellano, The “Critical Stage” of Plea-Bargaining and Disclosure of Exculpatory Evidence, 65 N.Y. L. Sch. L. REV. 105 (2020); Michael Nasser Petegorsky, Plea Bargaining in the Dark: The Duty to Disclose Exculpatory Brady Evidence during Plea Bargaining, 81 FORDHAM L. REV. 3599 (2013). 答弁前の証拠開示制度の確立は、立法によって実現されるのが妥当であると捉える見解として、Karambelas, supra note 19, at 546-556がある。なお、ペンシルベニア州でOpen-File Discoveryの整備を求める見解として、Waldstein, supra note 19, at 541がある。

24) Covey, supra note 15, at 601; Karambelas, supra note 19, at 553.

25) Waldstein, supra note 19, at 532; Karambelas, ibid.

26) See McCann v. Mangialardi, 337 F.3d 782, 787-788 (7th Cir. 2003).

27) See United States v. Ohiri, 133 F. App'x 555, 562 (10th Cir. 2005).

28) Waldstein, supra note 19, at 532.

29) See United States v. Conroy, 567 F.3d 174, 179 (5th Cir. 2009).

30) See Friedman v. Rehal, 618 F.3d 142, 154 (2d Cir. 2010).

31) See Waldstein, supra note 19, at 532.

32) United States v. Ruiz, 536 U.S. at 633.



段階で弁護人側に十分な証拠が揃わず<sup>33)</sup>、弁護人が依頼人の罪責の有無を的確に判断するのが困難であるケースも、全ての事件でそうはいえなくとも、想定できるであろう。

現在の日本においても、自己負罪型司法取引が起訴前など、公判前整理

---

33) ただし、ABA 模範規則3.8(d)では、「(刑事事件における検察官は、) 防御側に対して、被告人の罪責を否定し、又は罪を減ずる方向に働くもので、検察官が知り得る全ての証拠又は情報について時期にかなった開示をしなければならない……」と規定される。ABA Model Rules of Professional Conduct Rule 3.8(d)。そして、笹倉・前掲注 7) 123頁によれば、「ここで『時期にかなった』というのは、当該情報が被告人側にとって、効果的に使える時期でなければならないという意味をもつ。それは、有罪の答弁をするかしないかを弁護人が被告人にアドバイスできる時期でないとならず、連邦最高裁の判例法理よりも広い開示を要求する。被告人が有罪の答弁をするか否かは、検察官の持つ証拠の強さに関する弁護人の評価に係る可能性が高いため、規則38条(d)は、有罪答弁手続の前に証拠・情報を開示することを検察官に義務づけている」。

なお、近年のアメリカ合衆国における証拠開示制度に関する動きとしては、2020年の「適正手続擁護法 (the Due Process Protections Act)」の制定がある。かかる法律の制定によって、連邦刑事訴訟規則は一部改正された。同規則5(f)(1)で、「全ての刑事手続において、裁判官は、検察官及び弁護人の双方が出席する最初の期日に、検察官及び弁護人に対して、口頭及び書面により、Brady v. Maryland, 373 U.S. 83 (1963) 及びそれに続く判例における検察官の証拠開示義務を確認する命令、並びに、当該義務に反した場合に適用法の下で生じ得る結果を確認する命令を発しなければならない。」と規定された。FED. R. CRIM. P. 5(f)(1)。また、同規則5(f)(2)で、「district court が所在する各裁判官協議会 (judicial council) は、(1) の目的のため、district court が相当と判断するときを使用し得るモデルとなる命令を定めなければならない」と規定された。FED. R. CRIM. P. 5(f)(1)。かかる2020年の「適正手続擁護法」の制定を受けて、全国刑事弁護人協会 (National Association of Criminal Defense Lawyers) はモデルとなる命令を公表した。そこでは次のように示された。「当該命令から14日以内に、政府は、被告人の罪責又は処罰のいずれかに関して被告人に有利な、政府が所有、保管、又は管理している情報を防御側に提出しなければならない。」「アレイメントから始まり、刑事手続全体を通じて、検察は、被告人が公判に進んでいるか、有罪答弁をしているか否か、有罪答弁することに合意しているかにかかわらず、情報の存在が判明した後、合理的に実行可能な限り速やかに、そのような情報を防御側に開示するための誠実な努力をしなければならない。検察は、この命令を遵守しなければならない。被告人が答弁合意を締結する前に、防御側に対して、被告人が当該情報を検討するのに間に合うように、必要な情報を提供しなければならない」。NACDL MODEL ORDER PURSUANT TO THE DUE PROCESS PROTECTIONS ACT OF 2020.

手続の開催前に行われれば、その段階では刑事訴訟法316条の15に基づく類型証拠の開示や同法316条の20に基づく主張関連証拠の開示がなされていないから、検察官による任意開示がなければ<sup>34)</sup>、依頼人の罪責の有無を弁護人が的確に判断するのが困難である場合もあるように思われる。また、以上のことは公判前整理手続を踏まない訴訟においても同じくいえるであろう。十分な証拠開示を受けられなければ、弁護人が依頼人の罪責の有無を公判前の段階で判断するのが困難であるケースもあると思われる。弁護人の援助を虚偽供述防止策として位置づけるのであれば、少なくとも取引段階での証拠開示制度の整備が不可欠であるといえよう。

このような理解に対しては、依頼人自身に罪責の有無についての認識があるので、取引段階での証拠開示制度を整備しなくても、弁護人は罪責の有無を判断できるのではないかという指摘が想定される<sup>35)</sup>。

しかし、仮に依頼人自身に罪責の有無についての認識がある場合であっても、証拠開示の必要性は否定されないように思われる。

自己負罪型司法取引に応じれば、基本的には恩典が与えられることになる。なぜなら、そもそも、取引に応じた場合に恩典が得られないのであれば、無罪となる可能性をほぼ捨ててまで、取引に応じる意味が、基本的には依頼人にはないからである。そうだとすれば、依頼人は取引による恩典を得るために、別の見方をすれば、取引に応じない場合の処罰を恐れて、たとえ無辜であったとしても、取引に応じた方がよいと思うことがあるであろう。そして、自己の罪責の有無を弁護人に申告しないという事態が生じることも想定し得るかもしれない。仮に弁護人の援助を虚偽供述防止策に位置づけるのであれば、このような場合にも、弁護人には取引に応じないよう助言することが期待されるはずである。だが、依頼人からの

---

34) 斎藤司『刑事訴訟法の思考プロセス』290頁(日本評論社、2019年)によれば、実務では、「たとえば、類型証拠開示請求が想定され、請求されれば開示する証拠については、検察官が当該類型証拠開示請求前に任意開示をすることがあるとされます」とのことである。

35) See Covey, *supra* note 15, at 613.

申告がなく、検察官からの証拠開示もない状況において、弁護人が依頼人の罪責の有無を的確に判断できると言い切ることは疑問の余地があるろう。

また、そもそも、依頼人自身に罪責の有無についての認識があると断言することにも問題があるように思われる。

たしかに、多くの事件では、依頼人は自身の罪責の有無を認識しているといえるかもしれない<sup>36)</sup>。しかし、アメリカ合衆国でも指摘される通り、依頼人の中には、自身が有罪か無罪かにつき評価するのに必要な重大な事実を知らない者が存在する点は軽視すべきではないように思われる<sup>37)</sup>。とりわけ、精神疾患や知的障害をもつ依頼人は、犯罪の時に実際に何が起こったのか、自身がどのように行動したのかにつき記憶していないことがあるかもしれない<sup>38)</sup>。「さらに、このような個人は、暗示にしばしば特に影響されやすく、捜査官や過度に熱心な取調官によって、実際には関与していない行為に従事したと信じ込まされる可能性がある<sup>39)</sup>」。このような場合には、弁護人が証拠を調べた上で、依頼人の罪責の有無を判断する必要があろう。

犯罪行為の個人的な記憶に関する問題は、他の原因から発生することもあるという<sup>40)</sup>。時の経過によって記憶が曇ってしまい、被告人が、特定の犯罪行為のときに、自分がどこにいたのか、自分の役割が何であったのかを明確に思い出すことが困難になる場合もあるかもしれない<sup>41)</sup>。さらに、飲酒などが原因で、出来事を正確に記憶できていないこともある。「多くの刑事被告人が、麻薬に酔い、酒に酔い、あるいはハイな状態のときに起こった出来事を単に正確に思い出すことができないことを発見するのは驚

---

36) Ibid.

37) Ibid.

38) See id. at 614.

39) Ibid.

40) Ibid.

41) Ibid.

くべきことではないであろう<sup>42)</sup>」と指摘される。以上のように、依頼人が自己の罪責の有無について必ずしも十分に認識していない場合があるとすれば、証拠開示を行う必要性はやはり存在するように思われる。

以上を踏まえれば、依頼人の罪責の有無を的確に判断する弁護人の能力を補うために(も)、合意前の証拠開示は不可欠であろう。

ただ、十分な証拠開示を得られれば、弁護人が依頼人の罪責の有無を判断できるといえるかは、なお慎重な判断を要する。というのも、弁護人が依頼人の罪責の有無を的確に判断するには、弁護人自身が収集した証拠や開示を受けた証拠を吟味する必要がある、また事案によっては争点を知る必要もあるから、起訴前などの訴訟の比較的早い段階で取引が行われれば、これらの点が十分でないという事態も生じ得るからである。

### 3-3. 弁護人に無辜かもしれない依頼人には取引に応じないよう助言する義務を課すことの適否

仮に依頼人の罪責の有無を判断する弁護人の能力を制度的に補ったとしても、無辜かもしれない依頼人に対して自己負罪型司法取引に応じないよう助言する義務を弁護人に課することが許されるかは、検討に値する。

弁護人は、依頼人の利益のために行動することが期待されている。そして、当然、無実の罪の依頼人が処罰されることは避けられるべきである。弁護人には、そうはならないよう行動する義務が課せられていると一般的にいえるだろう。

だが、自己負罪型司法取引が基本的には依頼人の刑を相対的に軽くするという特徴を有する点は軽視すべきではないように思われる。場合によっては、取引に応じることによって、執行猶予で済むことや自由刑ではなく罰金刑で済むということも想定し得る。訴訟で争って無罪判決を勝ち取ることが相当に困難であると予想される場合にも、取引に応じないことの方

---

42) Ibid.

が常に依頼人の利益につながると断言することは難しいかもしれない<sup>43)</sup>。そうだとすれば、たとえ依頼人が無辜かもしれないと弁護人が考える場合であっても、訴訟で無罪判決を勝ち取ることが相当に困難であると予想され、取引に応じることによって刑の減軽が得られることが期待できる場合に、画一的に取引に応じないよう助言することが果たして弁護人の職務上の義務に含まれるといえるのかについては、慎重な判断を要するであろう。

実際、アメリカ合衆国では、事件を公正に評価した結果、有罪判決及び厳しい処罰がなされる相当の可能性があると思われる、弁護人は答弁取引に応じるよう勧めることを被告人が実際には無辜かもしれないということを理由に禁じられるべきではないという意見も存在する<sup>44)</sup>。裁判例の中にも、自身が無実であると主張する被告人に対して弁護人が有罪答弁を勧めることは修正6条違反ではないことを示唆するものがある<sup>45)</sup>。Rebecca K. Helm らの近年の調査によれば、166人の刑事弁護人のうち74人が、依頼人が無実であると信じていたにもかかわらず、有罪答弁をするよう助言し

---

43) ただし、本当に「取引に応じないことの方が常に依頼人の利益につながると断言することは難しい」といえるかは慎重な検討を要するかもしれない。難しいのは、「利益」をどのように捉えるべきかという点にある。ここでの利益を主観的利益、すなわち当該訴訟の依頼人から見た利益と捉えれば、上記のようにいえると思う。だが、客観的利益と捉えれば問題は複雑化する。客観的利益の観点から捉えれば、かかる利益を定める指標を明確化しなければならぬであろう。だが、おそらくその指標は現在のところ日本法では示されていないように思われる。そのため、客観的利益の観点からも、画一的に取引に応じないよう助言する義務があると切り切ることはできないのではないかというのが、現在の私見である。

44) HORNBOOK, *supra* note 16, at 1234. 答弁取引における意思決定において、公判で有罪と認定される可能性と公判で有罪となれば科される処罰の重さは、重要な考慮要素である。Greg M. Kramer et al., *Plea bargaining recommendations by criminal defense attorneys: evidence strength, potential sentence, and defendant preference*, 25 BEHAV. Sci. & L. 573, 580 (2007).

45) *Williams v. State*, 349 N.W.2d 58, 62 (S.D.1984); *Friedman v. Rehal*, 618 F.3d 142, 150 (2d. Cir. 2010). 南迫葉月「協議・合意制度における虚偽供述の防止についての研究（三）」法学論叢181巻3号128頁（2018年）を参照。

た経験を有すると回答した<sup>46)</sup>。このようにアメリカ合衆国の実務では、弁護人が無実であると信じてても有罪答弁をするよう助言することはあるようである。

以上の通り、無辜かもしれない依頼人に対して画一的に取引に応じないよう助言する義務があると直ちに断言することは、一般的に取引が依頼人の刑を相対的に軽くするという点を踏まえれば、難しいように思われる。仮に画一的に取引に応じないよう助言する義務を弁護人に課すとすれば、依頼人が検察官から持ちかけられた取引に応じることを望んでいたが、弁護人が取引に応じないよう助言し、依頼人が取引に応じず、結果として有罪判決が確定し、取引に応じた場合に予想された刑罰よりも重い刑罰を受けた場合、依頼人と弁護人間で紛争が生じることが予想できなくもない。

以上を踏まえると、実際にミニマム・スタンダードとして弁護人に期待できる弁護活動は、事件についての適切な調査の後<sup>47)</sup>、依頼人に対して取引に応じる場合のメリットとデメリット及び取引に応じない場合のメリットとデメリットを丁寧に説明するというものであろう<sup>48)</sup>。だが、このよう

---

46) Rebecca K. Helm et al., Limitations on the ability to negotiate justice: attorney perspectives on guilt, innocence, and legal advice in the current plea system, 24 PSYCHOL. CRIME & L. 915, 921 (2018). 依頼人が無実であると信じた場合に、有罪答弁をするよう助言したことがないと回答したのは、78人であり、14人は、答えたくないと同答した。Ibid.

47) アメリカ法律家協会は、「弁護人は、事件についての適切な調査及び検討が完了しない限り、被告人に対して答弁を受け入れるよう助言すべきではない」と指摘する。ABA, supra note 18, at §14-3.2(b). See also Tom Withers II., Function of the Defense Attorney, Prosecutor and Judge in the Plea Bargaining Process, The, 2 S.U. L. REV. 197, 199 (1975). ただし現実には、「かなりの数の弁護人が、依頼人にインタビューし、警察の報告書を簡単に確認しただけで交渉を開始することは明らかである」と指摘される。Rodney J. Uphoff, The Criminal Defense Lawyer as Effective Negotiator: A Systemic Approach, 2 CLINICAL L. REV. 73, 98 (1995).

48) ただし、HERMAN & BOLITHO, supra note 16, at 28 では、「弁護人が依頼人に対して特定の行動をとることを明示的に推奨する憲法的ないしは倫理的な要請はないが、ほとんどの弁護人は、そのようなアドバイスは、被告人に単にむき出しの選択肢を知らせるよりも望ましいものであると信じている」と指摘される。

な助言では、無実の罪の者が取引に応じる危険を十分に抑えることができないことが、既にみた実験室実験の成果によって示唆されている<sup>49)</sup>。

ただし上記は、「依頼人が無辜である」と弁護人が確定的認識を有している場合にまで、取引に応じないよう助言する義務がないということの意味しない。あくまで、依頼人が「無辜かもしれない」と弁護人が懸念を抱く場合を想定した上での検討である。大半の取引が行われると思われる訴訟の比較的初期に、「依頼人が無辜である」と弁護人が確定的認識を有することは現実には稀であろう<sup>50)</sup>。「無辜かもしれない」という認識しか有しないことがほとんどであると思われる。このような場合に、画一的に「取引に応じないよう助言する」ことまで弁護人に要請されるかは疑問である。無論、取引に応じないよう助言することに問題があるという趣旨ではない。そのような助言をすることは場合によっては許されるであろう。

以上のような理解は、一見すると、弁護人が消極的真實義務を負うとされることとの間に矛盾を孕むように思われるかもしれない<sup>51)</sup>。

---

49) Henderson & Levett, *supra* note 8, at 435.

50) 後藤昭「刑事弁護人の役割と存在意義」季刊刑事弁護22号21頁（2000年）では、「弁護人にとって、依頼者が本当に罪を犯したかどうかは、わからないことが多い」と指摘される。

51) もちろん、被疑者・被告人が真實義務を負わない以上、その「武器」である弁護人も真實義務を負わないという見解に立てば、真實義務との関係は問題にならないであろう。真實義務否定説（誠實義務純化論・ハイアッド・ガン論）については、荒木友雄ほか「＜座談会＞弁護人の真實義務と誠實義務をめぐって」現代刑事法58号8頁〔村岡啓一発言〕（2004年）、村岡啓一「被疑者・被告人と弁護人の関係①」季刊刑事弁護22号23頁以下（2000年）、村岡啓一「刑事弁護人の誠實義務と真實義務」日弁連編『平成8年版日弁連研修叢書・現代法律実務の諸問題』731頁（1997年）を参照。真實義務否定説に対しては、「しかし、被告人は、証拠隠滅罪（刑104条）や偽証罪（同169条）の主体になり得ないが（ただし、処罰されないだけで、その権利が認められたわけではない）、弁護人はなり得るのであって、被告人の真實義務の否定は、弁護人の（消極的）真實義務の否定に直結しない」という批判が存在する。佐藤博史「弁護人の誠實義務と真實義務」法学教室297号103頁（2005年）。なお、誠實義務強調論という見解も佐藤博史によって主張されている。誠實義務強調論は、「部分的に真實義務を肯定する点で村岡説とは異なっているが、しかし、刑事弁護の中心は被疑者・被告人の利益のみでなくてはならないと考える点において完全に一致している」と指摘される。佐藤博史「わが国の刑事司法の特色と弁護の機能」刑法雑

従来、弁護人の真実義務については、例えば、次のような形で議論がなされてきた。弁護人が被告人より真実を打ち明けられ被告人の有罪を確信した場合に、証拠不十分による無罪主張をしてよいか<sup>52)</sup>。反対に、被告人が身代わり犯人であることを確信した場合に、被告人の希望通りの有罪の弁論をしてよいか<sup>53)</sup>。あるいは身代わり犯人でなくても、仕事がない被告人が狂言的に犯罪を作出して服役を希望する場合に弁護人は無罪であると主張すべきか<sup>54)</sup>。

かかる従来の議論で基本的に念頭におかれているケースというのは、黒か白かの弁護人の心証がはっきりしている場合である。しかし、前述の通り、多くの取引が行われると思われる訴訟の比較的初期に、黒か白かの確定的認識を弁護人がもつのは稀であろう。「無辜かもしれない」という程度の認識であれば、消極的真実義務を負うということから、弁護人に取引に応じないよう助言する義務が発生すると直ちにいうことはできないように思われる<sup>55)</sup>。

なお、以上の議論は、一定の判断能力をもっている自律性を備えた被疑者・被告人を念頭においたものである。被疑者・被告人の中には、そのような能力が必ずしも十分でない者も存在する。弁護人がこのような者を担当する場合に、無辜かもしれない依頼人に対して、取引に応じないよう助

---

註44巻3号377頁(2005年)。他にも、真実義務否定説として(弁護人の真実義務について、「当事者主義に内在する倫理的義務」と解する見解として)、浦功「弁護人に真実義務はあるか」竹澤哲夫ほか編『刑事弁護の技術(上)』11頁以下(第一法規,1994年)を参照。

52) 田宮裕『刑事訴訟法[新版]』36頁(有斐閣,1996年)を参照。

53) 村岡・前掲注51)季刊刑事弁護26頁、佐藤・前掲注51)法学教室104頁を参照。

54) 村岡・同上26頁を参照。

55) 積極的真実義務との関係も検討の余地が全くないわけではないが、「現在、弁護人は、積極的な意味での、すなわち被疑者・被告人に不利となる場面でも真実発見に協力すべき義務を負う、とする見解は見られない」と指摘されるので、本稿では積極的真実義務との関係については扱わないこととする。辻本典央「刑事弁護人の真実義務序論」立命館法学310号227頁(2006年)。なお、積極的真実義務を否定する比較的初期の議論として、井戸田侃「弁護人の地位・権限」日本刑法学会編『刑事訴訟法講座(1)』100頁(有斐閣,1963年)を参照。



言する義務があるか否かは、別の考察を要するかもしれない。

### 3-4. 弁護人が無実の罪の依頼人には取引に応じないよう実際に真摯に助言するか否か

仮に依頼人の罪責の有無を判断する弁護人の能力を制度的に補い、無辜かもしれない依頼人に対して自己負罪型司法取引に応じないよう助言する義務を画一的に課すことが許されるとしても、そのような義務を課せば、弁護人が無実の罪の依頼人に対して取引に応じないよう真摯になって助言すると現実にいえるかは、別途問題となり得る。

アメリカ合衆国では、弁護人が依頼人の利益に必ずしも関係しない理由により答弁取引に応じるよう勧めることがあると指摘される<sup>56)</sup>。

私選弁護人は、事件にかかる費用や時間を抑えるため、有罪答弁を好む傾向がある<sup>57)</sup>。また、弁護人に自信がない場合や、依頼人の自由に対する責任を真剣に負う場合、有罪答弁は「安心で安全なコース」にみえる可能性があるという<sup>58)</sup>。有罪答弁を行えば、通常、公判の場合に科される処罰と比較して軽い処罰が科されることになる<sup>59)</sup>。弁護人が事件を公判に持ち込み、敗訴すれば、弁護人がおそらく誤った判断を行ったということがわかる。これに対して、答弁合意をするという判断は「誤り」であると証明され得ないと指摘される<sup>60)</sup>。他にも、「非公式には、弁護人は、法律家、

---

56) アメリカ合衆国における議論状況を日本で紹介するものとして、南迫・前掲注45)126頁を参照。

57) See Albert W. Alschuler, *The Defense Attorney's Role in Plea Bargaining*, 84 *YALE L. J.* 1179, 1182 (1975); Fred Kray & John Berman, *Criminal Law - Plea Bargaining in Nebraska - The Prosecutor's Perspective*, 11 *CREIGHTON L. REV.* 94, 127 (1977); Donald G. Gifford, *Meaningful Reform of Plea Bargaining: The Control of Prosecutorial Discretion*, 1983 *U. ILL. L. REV.* 37, 49-51 (1983); Jeff Palmer, *Abolishing Plea Bargaining: An End to the Same Old Song and Dance*, 26 *AM. J. CRIM. L.* 505, 521 (1999).

58) Alschuler, *id.* at 1205. See also Uphoff, *supra* note 47, at 81.

59) Alschuler, *ibid.*

60) *Ibid.* See also Jonathan M. Hyman, *Bargaining and Criminal Justice*, 33 *Rutgers L. REV.* 3, 13-14 (1980).

裁判官、及び関係者のサブカルチャーの一員である。弁護人が依頼人のために何をするにせよ、弁護人はまた、自身のサブカルチャーとの関係を維持しなければならない」という意見もある<sup>61)</sup>。「ほとんどの法域において、検察官と弁護人は毎日一緒に働いており、複数の共通の事件がある。仮に弁護人が検察官の行動について裁判官に不満を述べれば、他の事件の交渉がより困難になる可能性がある」という指摘もある<sup>62)</sup>。

公設弁護人は、取り扱う事件数があまりに多いため、専門家としての責任の基本概念によって要求される熱意をもって個々の被疑者・被告人を代理しないかもしれないと指摘される<sup>63)</sup>。また、「ほとんどの公設弁護人は、大量の事件を抱えているため、検察官の場合と同様に、全ての事件を審理することは不可能である<sup>64)</sup>」とも指摘される。

このようにアメリカ合衆国においては、弁護人が依頼人の利益とは必ずしも関係しない理由により取引に応じるよう勧めることが問題とされている<sup>65)</sup>。

日本においても、自己負罪型司法取引を導入すれば、多くの事件を抱える弁護人が、争いのある事件に時間や労力を割くために、争いがないと弁護人が判断する事件については当該取引で事件を迅速に処理しようとすることは想定し得るであろう。

制度的に当該取引がこのようなインセンティブを生むのだとすれば、弁

---

61) Hyman, *id.* at 13.

62) Andrea Kupfer Schneider & Cynthia Alkon, *Bargaining in the Dark: The Need for Transparency and Date in Plea Bargaining*, 22 *NEW CRIM. L. REV.* 434, 462 (2019).

63) Alschuler, *supra* note 57, at 1210. See also Molly J. Walker Wilson, *Defense Attorney Bias and the Rush to the Plea*, 65 *U. KAN. L. REV.* 271, 291, 294-295 (2016); Palmer, *supra* note 57, at 521; Uphoff, *supra* note 47, at 80; Stephen J. Schulhofer, *Plea Bargaining as Disaster*, 101 *YALE L. J.* 1979, 1989-1990 (1992); GARRITH D. PERRINE, *ADMINISTRATION OF JUSTICE: PRINCIPLES AND PROCEDURES* 202-203 (1980).

64) Gifford, *supra* note 57, at 50.

65) 同様のことはイギリス法でも問題視されている。LUCY WELSH ET AL., SANDERS & YOUNG'S *CRIMINAL JUSTICE* 372 (5th ed. 2021).

護人が無実の罪の依頼人に対しては必ず取引に応じないよう真摯に説得を行うといえるかについては疑問の余地があるように思われる。

以上のような理解に対しては、仮に自己負罪型司法取引を導入しなくても、弁護人の中には事件を迅速に処理するため自白などを推奨する者が存在するおそれがある以上、上記にみたインセンティブは、自己負罪型司法取引を認めるところから生じるのではないのではないかという批判が想定される。

たしかに、自己負罪型司法取引を認めなくとも、このような弁護人が一定数存在することは必ずしも否定し得ないであろう。しかし、ここで問題にしているのは、自己負罪型司法取引を認めれば、そのようなインセンティブを増大させるおそれがあるという点にある。一般的に、自己負罪型司法取引を行って事件を処理する場合、弁護人にかかる費用や時間は、通常の公判に進んだ場合よりも、断然少なくて済む。その上、自己負罪型司法取引の場合、公判で争う場合のようないわば「賭け」の要素は必ずしも存在せず、依頼人の刑の減軽が得られることが約束される<sup>66)</sup>。費用も抑えられる安心で安全なルートを認めると、当然、そちらに流れる者が存在することも否定し得ないであろう。これが、事件を迅速に処理しようとするインセンティブを高める原因であるように思われる。

#### 4. むすびにかえて

これまで本稿では、弁護人の援助を虚偽供述防止策として位置づけることの問題を検討してきた。既に確認したように、Henderson & Levett 研究の成果によれば、弁護人が公判を勧める場合、取引によって虚偽供述が

---

66) 無論、検察官による特定の求刑と引き換えに自白を行うという取引が行われた場合に、裁判官がその求刑通りに量刑を行わない可能性は存在する。ただし、アメリカ合衆国では、量刑判断は裁判官の権限なので、裁判官は検察官の求刑に拘束されないが、検察官の求刑に従うことも多いと指摘される。Uphoff, *supra* note 47, at 89.

なされるのを一定程度抑えることができる可能性がある。当該成果に照らして考えると、弁護人の援助を虚偽供述防止策として位置づけることは、一見正しいように思われるかもしれない。

だが、弁護人にかかる役割を果たすことを期待するには、① 弁護人自身が取引の段階で依頼人の罪責の有無を的確に判断しておく必要があるが、類型証拠や主張関連証拠の開示前に取引が行われれば、その判断が難しいケースが存在することも想定し得るであろう。

また、仮に①が問題にならないとしても、② 弁護人に無辜かもしれない依頼人には画一的に取引に応じないよう助言する義務を課すことには、一般的に取引が依頼人の刑を相対的に軽くするという特徴を有する点を踏まえれば、疑問が残る。むしろ、弁護人に期待できる弁護活動は、事件についての適切な調査の後、取引に応じる場合のメリットとデメリット及び取引に応じない場合のメリットとデメリットを丁寧に説明するというものではないだろうか。だが、このような助言では、十分に虚偽供述を防止できないことが、実験室実験を用いた先行研究の成果によって示唆されている。

仮に①②が問題にならないとしても、③ 弁護人が実際に無辜には取引に応じないよう助言するといえるかは慎重な判断を要すると思われる。アメリカ合衆国では、弁護人が依頼人の利益に必ずしも関係しない理由により取引に応じるよう勧めることが問題視されており、日本でもかかる懸念を完全には払拭できないであろう。

以上の議論を踏まえると、弁護人の援助を虚偽供述防止策として位置づけることは必ずしも適切ではないと思われる<sup>67)</sup>。

---

67) 南迫・前掲注 45) 128頁では、「弁護人による援助は必ずしも被告人による有罪答弁の任意性・知悉性を確保できているわけではない」と指摘される。

なお、本稿の問題意識は、弁護人の自己負罪型司法取引への必要的関与を制度化したところで、十分に虚偽供述のおそれを払拭できないのではないのかという点にある。仮に自己負罪型司法取引が制度化された場合に、弁護人の関与が不要であるということを主張しているわけではない。被疑者・被告人の「知悉性」の確保という観点から、仮に自己負

最後に、仮に①②③が問題にならないとしても、弁護人が取引に応じないよう助言したからといって、完全に虚偽供述を防止できない可能性があるという点は看過できないように思われる。前述の実験室実験でも、弁護士が公判を勧めた場合、虚偽供述の割合は下がったが、中には無実の罪の者でも取引に応じて虚偽供述を行う者は存在した<sup>68)</sup>。すなわち、弁護人が取引に応じないよう助言したとしても、無実の罪の被疑者・被告人が取引に応じてしまう危険を完全には払拭できないおそれがあるのである<sup>69)</sup>。

ここで、根本的な問題として、完全に虚偽供述の危険を払拭できなければ、自己負罪型司法取引の導入は許されないのかを検討する必要が生じる。また、かかる危険を完全に払拭しなくてもよいとすれば、どの程度の危険なら許容されるのかを解明する必要が生じる。だが、本稿ではこれらの問題を分析するに至らなかった。これらの点の検討については、今後の課題として残る。

---

▽ 罪型司法取引が立法化された場合には、弁護人の取引への関与は不可欠になると考える。詳細は、拙稿「自己負罪型司法取引の量刑格差問題についての研究(3)」立命館法学389号112-113頁（2020年）を参照。

68) Henderson & Levett, *supra* note 8, at 435.

69) 無論、宇川をはじめとする自己負罪型司法取引肯定論者が、弁護人の援助のみで虚偽供述を防止しようとしているわけではないであろう。むしろ宇川の主眼は、量刑格差を制限することにあると思われる。量刑格差の制限が困難であることの検討については、拙稿・前掲注67) 108-112頁を参照。